

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和元年7月教育委員会定例会
3 概 要	<p>1 開催日時 令和元年7月24日（水曜日）午前9時30分～午前11時20分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室</p> <p>3 各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員，萩谷直美委員，椎名和良委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第33号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」（可決） (2) 議案第34号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」（可決） (3) 議案第35号「令和2年度使用小学校教科用図書の採択について」（可決） (4) 議案第36号「令和2年度使用中学校教科用図書の採択について」（可決） (5) 議案第37号「令和2年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の選択について」（可決） (6) 議案第38号「令和2年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について」（可決） 【報告事項】 なし 【その他】 (1) 小中学校の現状について（指導室）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況（6月末現在） ⑥不登校の現状（6月末現在） ⑦長期欠席児童生徒の状況（6月末現在） ⑧令和元年度県南総合体育大会結果 (2) 各課業務報告 <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育課 <ul style="list-style-type: none"> ①6月及び7月入札結果報告について ○生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> ①中央公民館改修工事について ○学校給食センター <ul style="list-style-type: none"> ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ③生鮮野菜使用率について ④異物混入等について
4 今後の状況	次回は、令和元年8月26日（月曜日） 午前9時30分から開催予定

議案第33号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

1 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和元年7月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第29条の規定により、議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第1項第4号の規定により教育委員会の決定を得る必要があるため、この議案を提出する。

議案	頁数
33号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成18年守谷市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8月12日」を「8月13日」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（第1号に掲げる日を除く。）

第6条第2項中「前項第2号」を「同項第2号」に改め、「午前7時と」の次に「、同項第1号又は第2号の規定する終了時刻を午後7時15分と」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
93号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正	現行
<p>(開所日及び閉所日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については、児童クラブは、開所しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8月13日から8月16日まで</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(第1号に掲げる日を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育時間の延長を希望する者がいる場合で市長が必要と認めるときは、同項第2号に規定する開始時刻を午前7時と、同項第1号又は第2号の規定する終了時刻を午後7時15分とすることができる。</p>	<p>(開所日及び閉所日)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日については、児童クラブは、開所しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8月12日から8月16日まで</p> <p>(3) 12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで</p> <p>(4) (略)</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、保育時間の延長を希望する者がいる場合で市長が必要と認めるときは、同項第2号に規定する開始時刻を午前7時とすることができる。</p>

議案第34号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年7月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日 決

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、平成30年11月26日定例教育委員会において議決されたが、平成29年度の子ども・子育て支援交付金基準額の増額を受け、保育料と利用時間の整合性を図るため、守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議案	頁数
34号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第28号とし、第18号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第17号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

(19) 黒内小学校第5児童クラブ 40人

第2条中第16号を第17号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 松ヶ丘小学校第4児童クラブ 40人

第9条第4項を次のように改める。

4 条例第6条第2項の規定により保育時間を延長する場合における延長分の保育料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育時間の開始時刻又は終了時刻のいずれかを延長したとき 100円

(2) 保育時間の開始時刻及び終了時刻を延長したとき 200円

様式第1号及び様式第2号中「3 土曜日利用希望 (有・無)」を

「3 延長(19時～19時15分)利用希望 (有・無)

4 土曜日利用希望 (有・無)」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
34号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正	現行
<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (11) まで (略)</p> <p>(12) 松ヶ丘小学校第4児童クラブ 40人</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 黒内小学校第5児童クラブ 40人</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) (略)</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (11) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) (略)</p>

<p>(28) (略) (保育料) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 条例第6条第2項の規定により保育時間を延長する<u>場合における延長分の保育料は、次の各号に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>保育時間の開始時刻又は終了時刻のいずれかを延長したとき 100円</u> (2) <u>保育時間の開始時刻及び終了時刻を延長したとき 200円</u></p>	<p>(26) (略) (保育料) 第9条 (略) 2及び3 (略) 4 条例第6条第2項の規定により保育時間を延長する<u>場合における延長分の保育料は、1日につき100円とする。</u></p>
<p>5 (略) 様式第1号 (第4条関係) 【別紙参照】 様式第2号 (第4条関係) 【別紙参照】</p>	<p>5 (略) 様式第1号 (第4条関係) 【別紙参照】 様式第2号 (第4条関係) 【別紙参照】</p>

(改正)
様式第2号(第4条関係)

守谷市児童クラブ入所申込書(長期休暇申請用)

年 月 日

守谷市長 宛て

保護者 住所
氏名



児童クラブの入所につき、次のとおり申込みます。

電話

また、児童クラブの入所申込みを行うに当たり、私の世帯に関する住民記録情報、課税状況について、市が調査・確認することに同意します。
・年度途中の申込みは、夏休みは6月15日、冬休みは11月15日、春休み(3月)は2月15日が受付締切となります。

ふりがな 児童氏名	性別		男・女						
	血液型		型						
	平熱		℃						
学 校 名 学 年	(生年月日) 年 月 日								
	小学校 年 組(新学年を明記)								
かかりつけの 病 院	1 電話								
	2 電話								
	3 電話								
利用希望期間 該当に○	春休み (年4月)		夏休み (7月・8月)		冬休み (12月・1月)		春休み (年3月)		
	登所時刻		勤務開始時刻		勤務場所から クラブまでの時間		勤務終了時刻		お迎え時刻
月曜日	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
火曜日	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
水曜日	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
木曜日	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
金曜日	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
土曜日 (希望者のみ記入)	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

- 1 申込理由(下記理由該当に○)
 ・保護者が日中就労により不在
 ・保護者が病気
 ・その他(記入)
- 2 夏休み等長期休業日の早朝(7時~7時30分)利用希望 (有・無)
- 3 延長(19時~19時15分)利用希望 (有・無)
- 4 土曜日利用希望 (有・無)
 (勤務の都合などによる利用施設の相談に応じます。利用人数などにより応じられない場合有)
 入所決定後、利用希望者は毎月15日までに「土曜日利用計画書」を提出いただきます。

※児童の安全のため、通常の下校や夏休み等の登下校は保護者が必ず児童クラブの入り口まで送迎していただきます。

議案第 35 号

令和 2 年度使用小学校教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和 元 年 7 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年度使用小学校教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第 9 採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
35号	1

第9採択地区 令和2年度使用教科用図書（小学校用）の選定結果

種 目	発行者 番号 略 称	教 科 書 名	教 科 書 番 号						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
国 語	国 語	[REDACTED]							
	書 写	[REDACTED]							
社 会	社 会	[REDACTED]							
	地 図	[REDACTED]							
算 数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
理 科	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
生 活	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
音 楽	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
図画工作	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
家 庭	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
保 健	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
外国語	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
道 徳	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	

議案第 36 号

令和 2 年度使用中学校教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和 元 年 7 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年度使用中学校教科用図書を選定するに当たり、先に開催された第 9 採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
36号	1

議案第 37 号

令和 2 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）
教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和 元 年 7 月 2 4 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町 田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第 9 採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
37号	1

第9採択地区 令和2年度使用教科用図書 特別支援学級（知的障害）の選定結果

〈小学校〉

種目	型	発行者 番号略 称	教科書名	教科書番号					
				1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	A	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
				[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	B	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	
	書写	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
社会	社会	[redacted]	[redacted]			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	地図	[redacted]	[redacted]			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
算数	A	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
	B	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
理科		[redacted]	[redacted]			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
生活		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]				
音楽		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
図画工作		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
家庭		[redacted]	[redacted]					[redacted]	[redacted]
保健		[redacted]	[redacted]			[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
外国語		[redacted]	[redacted]					[redacted]	[redacted]
		[redacted]	[redacted]					[redacted]	[redacted]
道徳		[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

議案第38号

令和2年度使用中学校特別支援学級（知的障害）
教科用図書採択について

上記のことについて、別紙のとおり採択する。

令和元年7月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和2年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書を決定するに当たり、先に開催された第9採択地区教科用図書選定協議会で調査・検討し、採択されたものについて、当委員会においても同内容をもって採択したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

議案	頁数
38号	1

第9採択地区令和2年度使用教科用図書 特別支援学級（知的障害）の選定結果

〈中学校〉

種目		発行者 番号 略称	教科書名	教科書番号		
				1年	2年	3年
必修教科	国語	国語	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
			[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		書写	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	社会	地理的分野	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		歴史的分野	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		公民的分野	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		地図	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	数学	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	理科	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	音楽	一般	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		器楽合奏	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	美術	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	保健体育	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	外国語	英語	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
			[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		特別の教科 道徳	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
選択できる教科	技術家庭	技術分野	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
		家庭分野	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
	職業・家庭	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	